

事務連絡
令和5年9月29日

各都道府県住宅宿泊事業担当部局
各保健所設置市住宅宿泊事業担当部局
各特別区住宅宿泊事業担当部局

御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課
観光庁観光産業課

住宅宿泊事業者による標識の掲示に関する取扱について

令和3年11月に、デジタル化の急速な進展が世界にもたらす根本的な構造変化、発展可能性の拡大を踏まえ、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

今般、第4回調査会（令和4年6月3日開催）において策定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（※）」に基づき見直し・点検を行う中で、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第13条、第55条、第56条及び第60条については、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表（令和4年12月21日第6回調査会）（※）」において、「書面掲示規制」に該当するアナログ行為を求める場合があると解される条項に当たるものとして盛り込まれたところです。

これを踏まえ、法第13条の規定に基づき住宅宿泊事業者が届出住宅ごとに掲げる標識については、ウェブサイトを作成している場合は、届出住宅における掲示に加え、当該ウェブサイト上での掲示が推奨される旨、貴管内の住宅宿泊事業者に対し周知徹底いただきますようお願いいたします。

※「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」の掲載 URL

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research>

以上